

東ドイツの女子労働：女性にとっての「社会主義」

長谷川，伸子

<https://doi.org/10.15017/3000037>

出版情報：経済論究. 81, pp.161-185, 1991-11-20. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

東ドイツの女子労働

—女性にとっての「社会主義」—

長谷川 伸 子

目次

はじめに

第一章 マルクス主義婦人解放論にみる女子労働・家事・育児

第二章 東独の家事・育児システム

第三章 東独の女子労働と家事・育児システム

おわりに

はじめに

これまで西側諸国では、ソ連・東欧諸国の労働市場においては男女平等がすでに達成されている、あるいは少なくとも資本主義諸国よりも進んだ状態にある、と一般に考えられてきた。これは、西側に比べて東側では女性の就業率が高い、より幅広い職種についている、保育施設が整っているといった情報に基づいた見解であった。しかし、これらの情報は各国政府の発表によるものが多く、女子労働者の生の声が届いていたわけではない。ところで1989年秋のいわゆる東欧革命を経て、これらの国についての新しい情報が続々と明らかにされ始めた。質・量ともにまだ十分とは言えないものの、これまでの東欧社会主義国に対する西側の見解を検討するうえで、貴重な資料であることに変わりはない。現在は消滅したドイツ民主共和国（以下東独）の女子労働に関する情報もこの一つの例である。

本稿の目的は、東独の女子労働を同国の生活系の家事システム、その中でも特に制度を含む育児システムとの関連で考察することである。育児システムを

取り上げるのは以下の理由による。一般に近代産業社会では、市場経済・計画経済のどちらの経済制度を取っているかにかかわらず、自分の子供に対する育児体制を整えられるかどうかという点が、労働者が就業を継続していけるかどうかの大きな鍵のひとつとなっている。この事情は女・男を本来的には問わない。しかし多くの男性は、育児の任務あるいはその体制を整えるという任務をほとんどすべて女性に委ねて、こと足れりとしているのが現実である。このため育児期にある子供を持つ女性は、同じ状況にある男性に比べて就業の継続が著しく困難であると言える。そしてこのことは当然、雇用形態・賃金・職種・職階など女子労働のあらゆる面に影響を及ぼしている。

経済的に「東欧の優等生」と言われた東独は、この問題にどのように取り組んだのであろうか。本稿は言い換えれば、東独という実際に存在した「社会主義国」が女子労働者のために何を達成したか、またしなかったかを明らかにするものである。また、その結果は同国が「社会主義国」であったことによるのかどうかを考察する。なお、数ある東欧諸国の中で東独を取り上げる理由は、今後同じ枠組みの中で統一以前の東西ドイツの比較を行うことを目指しているからである。

以下、本稿は次の構成による。まず第一章で社会主義の女性論を取り上げ、理念としての社会主義が女子労働並びに家事・育児責任をどのように捉えていたかを明らかにする。第二章では東独がどのような家事・育児システムを作り上げていたのかを①法制度、②理念と社会情勢、③実態、に分けて見ていく。第三章では女子労働の実態を取り上げ、家事・育児システムがそれに及ぼした影響を考察する。最新の実態に関しては、東独女性の社会状態に関する初めての包括的な報告である *Frauenreport '90* から多数引用した。これは東独政府の委託によってまとめられた研究だが、女性の研究者が多数参加しており、解釈も個々の著者が自分の責任で行っている。

本論にはいる前に、いくつか用語の説明をしておきたい。まず、「女」を指す用語についてであるが、マルクス系の著述では「婦人」という言葉が用いられていることが多い。これはベーベルの *Die Frau und der Sozialismus* が『婦人論』として日本に紹介されて以来の伝統ということがあるだろうが、それ以

上に「婦人」に「社会においても、家族の中でも差別された階層」という特別な意味を持たせている著者もいる〔伊藤1985：18〕。しかし、では「女」は差別されていないのかといえばもちろんそうではないので、本稿では「マルクス主義婦人（解放）論」という場合と引用を除いて、「男」に関する対語のある「女・女性・女子労働者」といった中立的な言葉を使っていきたい。

「家事」についてはこれを「他者生命の生産・再生産のためにする労働」〔上野1990：150〕に限るという立場もあり、それは理論的には重要な視点であると考えるが、本稿では家事を一般に考えられているように広くとらえ、その一部に育児があるという観点で論じる。具体的には「育児」は、妊娠・出産から10歳ぐらいまでの子供の養育を指すこととする。家事を広義にとらえるのは、一つにはマルクス主義の婦人論が家事と育児を私的労働として一緒に論じていることが多いからであり、もう一つには現実の家事労働を考えた場合、自分自身の再生産労働と他人の再生産労働を分けてやっているわけではないからである。例えば洗濯ひとつとっても、普通は妻のもの、夫のもの、子供のものと厳密に分けて洗うことはない。しかし子供ができたたん、洗濯の量そのものが飛躍的に増えるのは明らかである。

第一章 マルクス主義婦人解放論にみる 女子労働・家事・育児

マルクス主義の婦人解放論と聞いてすぐに頭に浮かぶのは、まずベーベルの『婦人論』でありエンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』であるというて良いだろう。ツェトキンの言うように、マルクスとレーニンが女性を主題としたまとまった本や論文は書いていない〔松原1976：41, 157〕。しかし言うまでもなく、すべてのマルクス主義婦人解放論の基礎になっているのがマルクスの唯物史観であるし、レーニンやスターリンも女性についてたびたび言及している。これらの論者の膨大な仕事の中から女性に関する記述をすべて拾っていくことは筆者の手に余るし本稿の主旨でもないので、ここでは先に挙げた2冊のほか、イギリス共産党の書記長であったハリー・ポットが1950年代初めに

編纂したマルクス・エンゲルス・レーニン・スターリンの『婦人論』から引用しつつ考察を進めることにする。ポットの『婦人論』は1950年代後半には、マルクス主義婦人論を学ぼうとする学生なら必ず手にした本という〔伊藤1985：214〕。さらにツェトキンの女性論・教育論も検討する。

1. 女性差別の起源・解放への道筋

女子労働と家事・育児の問題に具体的にはいる前に、マルクス主義が女性と社会の関係を基本的にどう考えていたか、極く簡単に整理してみたい。

唯物史観によると女性差別の起源は私有財産発生の起源と同じであり、最初の階級抑圧は男性による女性の圧迫と一致する。従って抑圧されている男の労働者を解放する処方箋と女性解放のための処方箋は根本的に同じということになり、必然的に、社会主義でないところでは女性解放は達成されることがなく、女性解放がなければ社会主義は成立しないという階級闘争一元論が展開されることとなった。

では、階級闘争一元論に添った女性解放への道筋はどのようなものだろうか。唯物史観によれば、歴史を究極的に規定するのは直接的な生命の生産と再生産であり、これは生活手段の生産およびそれに必要な道具の生産と、人間自身の生産すなわち種の繁殖の二種からなる〔エンゲルス1990：9-10〕。しかし、マルクスの頭をより大きく占めていたのは前者の生産に関わる労働のほうである。労働中心のマルクス主義は働けるもの全員に「社会的労働」をする権利を与えると同時に義務も与え、女性解放のための第一の前提条件も「全女性が公的産業に復帰すること」〔エンゲルス1990：98〕であるとした。従って女性を生産過程に引き込むという点においては、マルクスもエンゲルスも資本主義を高く評価した。近代的大工業は女性を巻き込むことで男性と同じように女性をも搾取するが、その一方で女性解放への道も準備したというわけである。しかし女性が男性と同じように働くためには、どうしても再生産に関わる家事労働の存在が問題となる。このため女性解放は「家事労働がとるにたらない程度にしか女性をわずらわさないようになるときに、はじめて可能となる」〔エンゲルス1990：214〕という。では、それまで女性が担ってきた家事は誰がやるべきな

のか。ここで、マルクス主義が家事をどう考えていたのかを見てみよう。

2. 家事労働への否定的評価とその理由

すぐに気がつくのは、家事全般に対する侮蔑的と言ってもよいほどの否定的な評価である。レーニンの言葉をいくつか引用してみよう。

(女性は) もっともこまごました、もっともいやしい、もっとも骨のおれる、もっとも人を愚鈍にする台所仕事……におしつぶされた「女の家内奴隷」である〔ポリット1980: 65〕。

婦人のいとなむこの家事の大部分は、もっとも非生産的で、もっとも原始的で、もっとも骨のおれる仕事である。この労役は、およそつまらぬもので、婦人の進歩に役だつようなものはなに一つ含まない〔同: 75〕。

小さな家計が婦人をおしつぶし、窒息させ、愚鈍にし、いやしめ、台所と子供部屋にしばりつけ、未開さながらの不生産的な、こまごました、神経をすりきれさせる、愚鈍にする、気のめいる仕事によって婦人の労力を浪費させている……〔同: 79, 傍点はポリット原書〕。

(婦人達は) こまごました単調な家庭の雑事においまわされてやつれはて、体力と時間をむだにし、うしない、頭もこちこちでかびくさくなり、心の高鳴りもにぶり、意志も弱くなってゆく……〔同: 145〕。

レーニンが家事をこの様に評価する理由は何なのであろうか。社会主義の世の中では労働に上下はないとされる。だとしたら食物を調理する、掃除をする、洗濯をする、子供の世話をするといった具体的な作業そのものに問題があるとは考えられない。なぜならこれらの作業は、人間が生きていくためには一定程度、何らかの形で遂行しなければならないものだからである。

否定的見解の理由としては、まず、これらの仕事が「不生産的」であることが挙げられるだろう。資本主義経済の中で個々の家計内で行われる仕事は、使用価値はあっても「生産労働」ではないということである。生産労働でなければ、それは社会に貢献しない無駄な仕事ということになる。ここから家事が「いやしい」という言葉が生まれたのであろう。しかし、ここで言う「生産労働」とは「資本にとって」ということであるから、なぜ革命後の社会において、

家事がなお「不生産労働」に仕訳されなければならないのか、この点は不明である。

次に、家事が「非生産的」であることが挙げられる。家事を個々の家計でやっている限り、規模の経済は達成できないということである。例えばベーベルは、調理ひとつにしても「有益なものにするには科学的にやらなければならない」とし、家計にはそのために必要な調理設備が欠けていると述べている。ベーベルがここで考えていたのは電動・手動式の各種調理機器、皿洗い設備などである。また、規模の経済は分業・専門化の一面を備えているが、ベーベルはこの点についても、女性は調理に必要な栄養に関する知識を「もっていないし、またもつことができない」と述べている〔ベーベル1989：477-8、傍点は原書〕。さらに、機械化されていようがまいが、家事が「こまごました」「骨のおれる」仕事だということは、やったことのある者は誰でも実感していることであろう。

また忘れてはならないのは、家事が女性にあらかじめ割り当てられた仕事であって、女性の方にはその仕事に対する選択権がないことである。ベーベルは労働が皆の利益となるための条件として①時間的に適当であること、②なるべく快適で変化に富むこと、③生産性なるべく高いことの3つをあげている〔ベーベル1989：393〕。③についてはすでに述べた。①については、家庭内で行われる家事に対して労働時間を何らかの形で厳密に規制することは、ベーベルの時代はもちろん今もどこでも行われていないし、現実的でもない。②については、家事には掃除・洗濯・炊事だけにはおさまらない雑種な仕事があり、また分業がほとんど行われないうことから、その範囲では「変化に富む仕事」という言い方も可能である。しかし、ベーベルの考えていたような、誰もが自分の従事したいと思う仕事につき、仕事を転換する機会を持ち、あらゆる多様な技能の習得が可能になるという労働の形態からは、家事は程遠い。ベーベルは、毎日繰り返される活動は「人をぼけさせ無気力にする」〔ベーベル1989：412-3〕という。「窒息」「愚鈍」という家事に対する評価は、女性が家事を決して選択も拒否もできず、他の仕事へ転換する自由もなく、さらに技能の熟練といっても限度があることから生まれたものと言える。

3. 家事の社会化

以上で引用したのはレーニンとベーベルだけだが、家事に対する基本的な考え方はマルクス、エンゲルス、ツェトキンなども共有していた。その結果、女性の家事からの解放が重要課題となったわけだが、これはレーニンの言葉で言えば「小さな家計の大規模な社会主義経済への大がかりな改造」〔ポリット1980：79、傍点はポリット原書〕を意味する。その方策としてとられたのが「家事の社会化」である。具体的には、共同調理場・公共食堂・託児所・幼稚園・洗濯場・修理所などの設置が考案された。ベーベルは、家庭にある台所は廃止してしまうべきだとまで考えていた〔ベーベル1989：478〕。つまり社会主義にとって、家庭内で行われる仕事は無くなれば無くなるほど良いもの、できれば完全に駆逐すべきものと言ってよいだろう。

もう一つ忘れてはならないのは、規模の経済と工業化によって労働生産性を向上させ、これによって労働時間を短縮するという方策である。一日の労働時間が例えば12時間から8時間に減れば、家事にかかる時間に変化がなくても女性が労働により参加しやすくなることは間違いないだろう。しかしこの場合、女性にだけかかる家庭と職場の二重負担の問題は、全く解決されないままである。

4. 育児責任と社会化

これまでのところは育児とそれ以外の家事を特に区別することなく論じてきたが、ここで育児について少し見てみたい。本稿では育児に妊娠・出産を含めることを最初に述べたが、マルクスは労働者階級の再生産について、これを資本家にとっては「安んじて労働者の自己保存本能と生殖本能とにまかせておくことができる」ものと考え、同時に、家族の分析も放棄した〔上野1990：20〕。とすれば、育児の社会化はどの時点で始まるべきものなのであろうか。妊娠・出産は、社会が女性に対してかなりの程度まで援助あるいは強制することができるが、しかし、代って行うことはできない。では、これについての責任は個人が全面的に負うものなのか。それとも社会が親に代ってできることはすべて

社会化すべきなのか。

この点について社会主義の理念においては、二つの考え方が矛盾することなく共存しているようである。一つは子供の扶養や教育は社会的な仕事とする考え、もう一つは、それにもかかわらず、母親による教育の重要性を強調する考えである。

まず前者であるが、エンゲルスは生産手段の共同所有への移行とともに、「子供たちの養育や教育は公的な事項となる。嫡出子であろうと私生児であろうと、一様にすべての子供の世話を社会がみる」〔エンゲルス1990：100〕としているし、ベーベルは「生まれてくる子供は、社会にとってはすべて好ましい増員である」から、社会は「力のかぎり新生児を守ってやる義務を感じる」〔ベーベル1989：459〕と述べている。

後者については、例えばソ同盟共産党（ポリシエヴィキ）中央委員会が国際婦人デーの声明で「子供の教育は母親の名誉ある社会的義務である」とうたっており、実際に「母の誉れ」「母の勲章」「母の英雄」といった称号が与えられていた〔ポリット1980：119〕。この考え方の底にあるのは、子供が立派なプロレタリアートに育つかどうかは、家庭での母親の教育にかなりの程度依存しているという認識である。特にスターリンにこの考えが強かったようだ。

具体的な施策を見ると、ベーベルは妊産婦と乳児の保護のほかにも、可能かつ必要なかぎり授乳のための援助をするべきだと医学的な見地から述べている。また新社会においては、具体的な年齢には触れていないが子供は「大きくなるやいなや」共同の保護下におかれる。これは子供は同年齢の子供との交わりから一番感化を受けやすいからで、遊戯を通しながら知識と職業生活の手ほどきをするという。教育は生徒の生活費を含めて社会が提供し、男女平等に行われ、共学でなければいけないとしている。

教育の社会化については二つの面から促進要因があるようだ。第一に共同で教育することの積極的な面。一人より多数の子供をいっしょに教育するほうが楽でもあり効果的でもあるという言ってみれば「規模の経済」の論理と、子供を社会の正しい成員に育てあげるための教育効果が挙げられる。第二に、大部分の両親には自ら子供に教育を与える時間的余裕も能力もなかったという歴史

的事実である。住環境も悪く貧困にあえいでいれば、子供の教育どころではない。教育の社会化は、家庭の経済状態や性あるいは両親の能力などの違いによる差別をなくす狙いもあった。教育が社会化されると親は子供に感化することができなくなるという批判が当時すでに出されていたが、これに対してベーベルは、新社会では両親の自由時間が増えるので子供のための時間はかえて増えること、教育制度は両親と教育者で構成される教育委員会が決定するので両親の意向は十分に繁榮されることの二点をあげて反論している〔ベーベル1989：459-467〕。

マルクスやベーベルを土台としたツェトキンの教育論は、19世紀に入ってからドイツ社会民主党左派の教育政策を代表するものとされている〔伊藤1984：230〕。その教育論には時の推移とともにある程度の変化が見られるが、根底にあるのは「女性の育児天職論・母性愛の本能論」に対する批判と、社会教育の補完としての家庭教育の重要性と書いてよいだろう。注目に値するのは、妊娠と授乳の期間に限っては母親は確かに自然な養育者・教育者であるが、それ以降は誰から教育されようと子供の発達自体には関係がないという主張である。さらに、家庭教育の責任も「両親共同の仕事」であるとはっきり述べている。この点は、母親に特別の榮譽を着せたがる男マルクス主義者と一線を画するところと思われる。この延長線上で、ツェトキンは女と男の分業についても、女向きの労働と男向きの労働があるように子供に教えることを厳しく戒めているが、レーニン「食糧の配給を監督したり食糧の供給を監督するような仕事は、婦人のばあいにはいっそう容易におこなわれる」〔ポリット1980：77〕といているように、ある労働に対する得意不得意は生物学的に自明のこととして決まっており、社会的な考察は必要がないかのようである。

妊娠・出産・授乳は社会主義の世の中でもやはり女性が担わなければならない。この様な女性は、労働市場ではどのようなものとして現われるであろうか。レーニンは生産労働に参加してはじめて女性の地位は男性と同じになるとしながらも、その要件として男性とまったく同じ労働生産性・労働量・労働日・労働条件を女性に求めることはしていない。重要なのは、女性を男性よりも経済的に抑圧された地位においてはならない事であるという〔ポリット1980：

74]。ここから女性に対する 特別の保護およびこれに対する経済的な保障の考え方が出てくる。これに比べてツェトキンの場合は、階級闘争一元論の立場が一層鮮明なのが興味深い。彼女は女性労働に対する制限や保護に対しては、原則的に断固反対の立場をとる。ただ一つ妊娠に対する保護規定を例外として、労働一般が資本に対して要求する以外の保障を女性は求めるべきでないとしている。言い換えれば、女性に固有な労働問題というものはないということである〔松原1976：13-18〕。

5. まとめと問題点

マルクス主義婦人解放論において顕著な点は、私的家政の内で行われる家事に対する蔑視である。ここから家事の社会化と労働時間短縮という施策が生まれたが、これについて二つほど問題点を指摘しておきたい。

まず、これらの施策の裏にある科学技術の発展に対する楽観的かつ盲目的と言ってよいほどの信頼感についてである。ベーベルは家庭生活全体に革命が起こった後の様子を描いているが、家庭用品の電化など、それは率直に言って今日の先進資本主義国の生活とかなり重なる姿である〔ベーベル1989：479-80〕。また労働時間の短縮については、正確な需要予測と労働分配、これに加えた工業化によって簡単に達成できるように描かれており、例として1886年に発表されたある試算を紹介している〔ベーベル1989：397-412〕。それによると、オーストリアの人口2,200万人の最低生活必需品を生産するためには、500万人の成人男性が年300労働日として 1日 1時間半働けば おつりがくるといふ。しかし、全世界の労働者にこの様な生活を保障するのに必要なエネルギーなり統計その他の技術なりは、今日の世界最高の頭脳をもってしても未だ解決できない問題である。もっとも科学技術の発展に楽観的だったのは、社会主義国に限った話ではない。

次に、家事は社会化できる、家庭から駆逐できる、という確信についてである。先に、ベーベルの描く「革命後」の家庭生活の姿は、今日の先進資本主義国の生活とかなり重なることを指摘した。これは別の言い方をすれば、革命を経てもたかだか今日の先進資本主義国の生活程度にしかならないということ

ある。現在の日本を見て、すべての女性が労働生活に全面的に参加できるほど家事が省力化されていると言えるだろうか。そしてベーベルの判断が甘かったのを、当時の技術力と情報に制限されたベーベルの想像力の限界のせいにして良いのであろうか。それにしてもベーベルの時代から見れば比較にならないほど家事の機械化と外部化が進んでいる今日において、家事が「とるにたらない程度」にまだならないのは不思議といえば不思議である。しかし、実はこれは不思議でも何でも無い。無くならないのが家事なのである。

まず第一に、家事は既存の産業部門に分ければサービス部門に属する。サービス労働にはストックできるものとできないものがあるが、後者においては生産と消費が同時に行われるのが特徴である。つまりサービスを提供する場所・時間・相手が特定される。従ってサービスを提供する側から見れば、効率を上げると言ってもモノの生産に比べればおのずと限界がある。つまり家事労働には、それが社会化されようとされまいと、非効率で当然という側面が本来備わっている。

第二に、家事の社会化が究極まで進んだ姿を経済的なことは抜きにして考えてみた場合、つまり経済的な問題から社会化されたサービスが利用できないという状態はないと仮定して、それがサービスを受ける側にとって本当に心地よいか、という問題がある。毎日どんな高級料理を外食することができても、あるいはそれを好きな時間に宅配してもらうことができても、時々夜中に冷蔵庫の中をゴソゴソかき回しお茶漬けに舌鼓を打つという楽しみも捨てきれないのが人間ではないだろうか。もっとも自分でゴソゴソやっている分には罪がないのだが、夜中にお茶漬けを発注されては家庭内料理人(あるいは家内奴隷)の方はたまらないことになる。しかし、サービスを受ける側にとっては、サービスの提供者は別に「社会」である必要はなく、電話をかけて注文するよりも「オイ」の一言か、それさえ言わずにサービスが提供されればそのほうがいい場合もある。家事の社会化は、家庭内のこの様な人間関係を打破するためにこそ考えられた方策であるが、この様な人間関係が打破されなければ社会化は進まないといった「卵と鶏」の関係もあることに注意しなければならない。さらに家事の社会化とは、結局は自分の労働を誰か別の人にやらせることだが、しかし

この場合も仕事の発注・指図・監督・検査などの作業は必要である。つまり家事は、家庭内に必ず残る部分がある。

第三に、機械化が思うほどの省力化につながらないのにも理由がある。洗濯機が導入されれば洗濯回数が増える。調理器具が増えれば今まで作らなかった料理を作るようになるし、その器具自体を洗ったり管理したりする仕事が増える。さらに機械化が行われない分野でも「なされるべき」家事とはその時々、社会が決定するもので、客観的に必要な絶対量が決まっているわけではない。これは一人の子供に対する手間のかけ方の変遷を考えてみればすぐにわかるだろう。

最後に、どこまで社会化すれば家事が「とるにたらない程度」になるかどうかは多分に相対的な問題である。家事が絶対的にどれだけ減少したとしても、残ったものが女性にだけに性別配当されている限りは、それは女性と男性の「生産労働」に差をもたらさずにはいられないからだ。

家事を蔑視し、その社会化を目指す社会では、家庭内で家事を分担するという発想は全く出てこない。女性を不生産的で非生産的な仕事から解放しようという意識はあっても、家事の社会化はすぐに達成されるわけではない。しかし、それが実現するまではその仕事を男性にもやらせようという主張は、社会主義の理念からすればどう見ても後ろ向きである。レーニンなりツェトキンなりも男による家事の分担について全く言及しなかったわけではないが、その調子は家事の社会化に対する主張に比べればずっと弱いものだった。「家事の社会化」の主張は、家事の分担者を女性に固定する一面を持っていることを忘れてはならない。

第二章 東独の家事・育児システム

1. 法制度

まず家事・育児システムに直接・間接に関係する東独の憲法を見てみよう。第20条は社会的・国家的・個人的生活において男女が法的に完全に平等であることを記している。また第38条は、結婚において夫と妻が平等であること、結

婚・家庭・母性は国家の特別な保護を受けることを定めており、妊娠休暇、出産に対する物質的・金銭的援助、育児手当に言及している。さらに、子供を健康で自覚ある国民に育てることは「両親の権利かつ最も重要な義務」であるとされ、子供の多い家庭と単身の親は特別な保護を受けることが決められている〔同〕。

では、東独では家事・育児のために具体的にどのような施策が国家によってとられていたのでしょうか。1990年現在の主なものを簡単に見てみよう。

- ・妊産婦保護：賃金低下を伴わない配置転換〔労働法242条〕、時間外労働・解雇の禁止〔同243条〕。
- ・出産補助金：第1子から支給。1人につき1,000マルク〔*Frauenreport '90* 140〕。
- ・産前産後休暇：産前6週・産後20週。社会保険による本人の平均収入分の支払いあり〔労働法244条〕。
- ・授乳時間：45分×2回/日、有給〔労働法249条〕。
- ・育児休業：産後休暇後子供が満1歳（第3子以降は満1歳半）になるまで。適切な保育所が見つからない場合は満3歳になるまでに延長できる。母親以外もとることができる〔労働法246条〕。休業終了後は原職または同等の職へ復帰できる。
- ・育児休業中の育児手当（*Mütterunterstützung*）：第1子から社会保険による育児手当での支給〔労働法246・281条〕。第1子：月額最低250マルク，第2子：同300マルク，第3子以降：母親の給与の70～90%で最低350マルク。育児休業の延長期間中の支給はない〔石田1989：174〕。
- ・子供の扶養手当（*Kindergeld*）：月額で第1子が95マルク（12歳を超える子は115マルク），第2子が145マルク（同165マルク），第3子以降195マルク（同215マルク）〔*Frauenreport '90*：140〕。
- ・労働時間の短縮：16歳以下の子供を2人以上持つ母親（単身の父親）は、賃金カットなしで週40時間に短縮することができる（普通は週5日43時間45分）。また家族に対する責務によってフルタイム労働ができない女性は、週40時間未満のパートタイム労働をすることができる〔労働法

160条]。

- ・保育園：0～3歳児対象。運営主体は企業・自治体・国。週7日。6：00～19：00。1.40マルク／日。週間寄宿保育園は月～金，2マルク／日 [Frauenreport '90：142, ILO 1981：38-39]。
- ・幼稚園：3歳～学齢まで対象。月～金（土），6：00～19：00。維持費0.5マルク／日 [Frauenreport '90：143, ILO 1981：40-41]。
- ・学童保育：1～4年生対象。学校付設。（6：00）7：00～17：00（18：00） [Frauenreport '90：144, ILO 1981：42]。
- ・給食：幼稚園～12年生（一般の学校）。0.35～0.55マルク／日 [Frauenreport '90：145]。
- ・子供の看護休暇：14歳以下の子供を2人以上持つ母親が対象。子供2人で年6週，3人で8週，4人で10週，5人以上で13週まで。健康保険により賃金の70～90%が保障される。
- ・年次休暇の拡充：16歳以下の子供が2人以上いるフルタイムと交替勤務で働く母親が対象。一般の20日が22～25日に [Frauenreport '90：81]。
- ・家事の日休暇：有給。次の条件のうち1つを充たす女性のフルタイム労働者に対して月に1日。①既婚者②18歳以下の子供がいる③単身で満40歳以上。単身の父親と病気の妻を持つ夫も対象。

2. 理念と社会情勢

これらの条項の基礎にあるのは、第一章でみたような社会主義の理念であることは間違いない。その中でもまず挙げなければならないのは労働・生産中心の考え方であろう。東独では、働けるものは男も女も労働をする権利を持つと共に義務を負っており、老若男女の別無く同一労働同一賃金の原則が定められていた〔憲法24条〕。その労働も好きなだけ働けばいいというわけにはいかず、パートタイム労働が認められていたのは一部の母親労働者に対してだけである。後で述べるように労働力不足の背景もあって、労働は人間の価値を決める重要な要素になっており、女であろうと家庭にこもることは社会的に強い批判を浴びる原因となった [Koch 1988：94]。女性が働きやすい環境づくりに政府

が取り組んだのも当然である。後の共産党の前身であるドイツ共産党とドイツ社会民主党は、建国直後からそれぞれにこの問題に取り組み、それは同一労働同一賃金など職業上の平等に関する施策、母性保護規定、家事負担軽減のための施策など、順次具体的な形となって現われた〔石田1989：176-178〕。

次に社会主義の家族や結婚に対する理念がある。社会主義の理念は経済単位としての家族を解体することを目指しているが、それはかえって、売買春や婚外の性交渉を伴わない真の意味での一夫一妻制を生み出すと考えた。この一夫一妻制は個人的性愛が単婚として実現したものであるもので、性愛がなくなった場合は、離婚するのが「双方にとっても社会にとっても善行」ということになる〔エンゲルス1990：99-102, 107-109〕。しかし、一夫一妻制を基礎とした「家族・家庭」という概念そのものは、社会の基礎をなすものとして社会主義の理念でも生きている。東独は先にも述べたように、結婚・家庭に特別な保護を与えていた。子供を嫡出子か否か、両親がそろっているかどうかで差別しないという施策は一見これと矛盾するようであるが、「真の一夫一妻制」という考えから生まれた当然の帰結であろう。

共産党はしかし、ただひたすらに社会主義理念の実現だけを考えていたわけではない。おおざっぱに言うと1950～60年代には就業関係、70～80年代には再生産関係の政策に重点がおかれたが、どちらの場合にも労働力不足という事情が背景にあった。生産人口を基盤とする社会主義経済にとって、これは重大な意味を持つ。

第2次世界大戦後の1946年、他の多くの国と同じように東独でも人口の男女不均衡が目立ち、男性100人に対する女性の数は135人であった〔*Frauenreport* '90：17〕。労働人口だけをみれば、この差はもっと大きかったはずである。戦後、労働力が不足したのは西独も日本も同じであるが、これに対処するため西独は外国人労働者を大規模に採用し、日本では主婦がパートタイム労働者として大量に労働市場に参入した。自動化による労働生産性の向上が計られたのは両国に共通する。東独の場合、女性が本格的な労働力として社会に出たわけだが、労働力不足に対処するための方策としては、これは社会主義文明の共通項と言ってもよいかも知れない。

70年代に入ると、新たに生産人口の減少が起こった。今度は国外への流出、出生数の減少、離婚・独身者の増大が原因である〔石田1989：178-182, *Frauenreport '90*：24-25, 106-107〕。これに対処するために結婚や出産を促進・奨励するような施策、あるいは単身の親を優遇する施策が拡充されたわけで、これらはその後確かにある程度の成果を挙げた。例えば人口千人当りの出生数は1960年の17.0人から75年には10.8人にまで落ち込んだが、80年には14.6人にまで盛り返した〔*Frauenreport '90*：24〕。また、未婚で子供を産む女性も増え、1989年生まれの子供の33.6%は未婚の母親から生まれている（1970年は13.3%）。同年に初めて子供を産んだ女性だけをみると、その過半数（52.7%）が未婚であった〔*Frauenreport '90*：28-29〕。学業中に母親になった者にも特別の施策があるので、第1子の平均出産年齢は22.9歳と若く、平均結婚年齢を下回っている〔*Frauenreport '90*：27, 107〕。

しかしだからといって、東独が経済単位としての家庭の解体を達成したとか、また経済的な意味を越えた家庭の解体に取り組んだと理解してはならない。共産党がモデルとしていたのは、あくまでも夫婦と2～3人の子供という家庭であり、結婚や家庭の安定は社会的に重要だと考えていた。この家庭のモデルは一般的にも受け入れられており、結婚や家庭は自分の人生を安定させると考える人が多かった。その理由の一つとして、共産党が各種の補助金や貸付金をつかって結婚や家族を支援し、強固な制度として固めたことがあげられる。たとえば西独などとは違って、東独では住宅問題から結婚しなければ同居することは非常に難しかった。

3. 実態

以上、東独の育児・家事に対する公的施策やその背景を見てきたが、家事・育児の社会化の実際の進展状況はどうだったのであるか。まず育児について1989年の統計を見ると、保育が必要な子供の保育率は80.2%、幼稚園対象年齢の子供の入園率は95.1%、学童保育が必要な子供の通学率は81.2%〔*Frauenreport '90*：142, 143, 144〕、さらに給食の利用率が小学生で87%〔*Frauenreport '90*：145〕と、社会化がかなり進んでいたといつてよいと思う。しか

し、その他についてはあまり進展していなかったようだ。例えばクリーニング・サービスだが、その生産量は1987年で一人当たり12.4kgにすぎない〔*Statistisches Jahrbuch der DDR 1988*〕。これは、現在日本で出回っている家庭用大型洗濯機ですれば3回分にも満たない量である。共同食堂も確かに設けられたが、それは職場や学校における話で、家庭の台所を廃止するという水準の話ではなかった〔Koch 1988 : 63〕。

家庭での家事の合理化はどうだろう。家電製品の購入に際しては有利な支払条件で国の補助が受けられ〔ILO 1981 : 55〕、電気洗濯機と冷蔵庫はほとんどの家庭に普及していた〔*Frauenreport '90* : 121-123〕。では、実際に家事をやっていたのは誰か。まず表1をみると労務者家庭（Arbeiterfamilie）の場合、洗濯・掃除・食事のしたくは妻が主にやっている家庭が、妻の解答で半数を超えている。妻も夫も解答の傾向は似ているが、どの項目についても夫の解答は妻に比べて低い。つまり「自分が主にやっている」と妻が考えている仕事に対しても、「少なくとも平等に分担している」と思っている夫が必ずいるということである。食器洗い、毎日の買い物は比較的分担されているようであるが、同じ1988年の別の調査〔石田1989 : 184〕をみると大分様子が違う。買い物を分担する父親は4割程度いるが、食器洗いとなると父親が分担している家庭は3割もない。掃除・週末の食事のしたくにいたっては2割程度である。また、つくろいものとアイロンがけは圧倒的に母親の仕事である。

【表1】 労務者家庭で妻が主にやっている仕事

	妻の解答 (%)	夫の解答 (%)
掃除	59	50
洗濯	79	67
食事のしたく	53	43
雑事	42	36
食器洗い	36	22
毎日の買い物	34	24

(出所) *Frauenreport '90*, 128 ページ。

次に育児について見てみよう（表2）。労務職にある妻が解答したものだが、こちらはほかの家事に比べれば父親の参加が大分進んでいるようである。妻と

【表 2】 夫婦の育児分担：女子労働者の解答

	共同あるいは交替で (%)	主に妻 (%)
育児施設への送り迎え	54.0	31.8
食事・風呂などの世話	47.8	49.2
看病	17.4	78.3
相手をする・一緒に遊ぶ	93.1	6.9
勉強を見る	67.2	29.3
父母会への出席	49.4	39.6

(出所) *Frauenreport '90*, 129 ページ。

夫が「共同あるいは交替で」行う割合は、「子供の(遊び)相手」で約93%、「勉強を見る」で67%、「育児施設への送り迎え」で54%と、過半数である。「父母会への出席」と「食事・風呂などの世話」になると半数をやや割る程度だが、「子供の看病」となると一転して、母親が主にする割合が8割近くに上っている。

この結果、雇用されている女性の自由時間は平日2.40時間、週末5.43時間で、男性に比べてそれぞれ1.11時間、2.14時間少ない(*Frauenreport '90*:134)。家事の負担感は、女性で「普通」というのが6割程度で、これに「かなり重い」と「非常に重い」を加えると8割近くになるが、男性の場合は「普通」が3割程度で、「軽い」と「全くない」を加えると9割を超えるという対称的な結果である(*Frauenreport '90*:129)。

前述した東独の家事・育児に関する公的施策は、子育てをしながら働く世界中の母親の多くが羨むものと言ってよい。それにもかかわらず、現実には女性の家庭責任は一向に軽くならなかったようだ。いったいどこに問題があるのだろう。もう一度これらの施策を眺めてみて気がつくのは、母性保護以外の施策においても、母親あるいは単身の父親を対象としたものがほとんどだということである。憲法や家族法が家事・育児に対する男女の共同責任をいくらうたおうが、育児は母親がやるもので、母親がいない場合にだけ父親がその役割を担うべきだという考えがここに明確に現われていて、また、現実にもその考えが顕著に具現化されていた。東独の家族政策の基本は女性の仕事と家庭(育児)の両立を可能にすることであって、決して男性のそれではなかったということ

である。

社会主義の理念から見ると①時短が進まなかった、②家事の社会化が進まなかった、③家計が経済単位として残った、④伝統的な男女の役割分担がなくならなかった、という誤算があったといえよう。しかし、これは本当に「誤算」だったのだろうか。特に④は、家事の社会化が完全に実現されるまでの一時的な現象というよりも、第一章でみたように、社会主義の理念、さらに現実の家族政策の当然の帰結と認識するべきである。

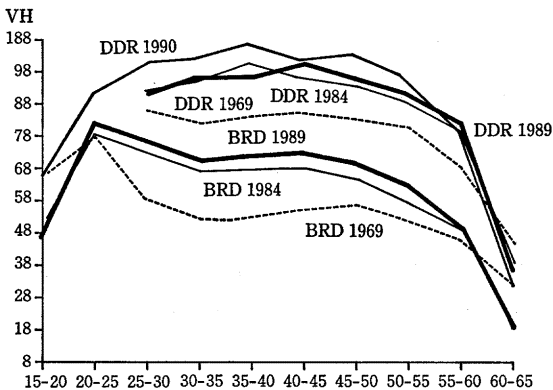
第三章 東独の女子労働と家事・育児システム

東独女性の就業実態がどうであったかを、やはり *Frauenreport '90* の資料を中心に見てみよう（以下カッコ内が数字だけのものは、すべて同書のページ）。

1. 就業率

まず就業率だが、1989年の女性の可働人口における就業率は、職業訓練中の者と大学生を入れると91.2%で非常に高かった〔63〕。年齢別の就業率（図1）

【図1】 東西ドイツの年齢別女子就業率



- (注) (1) 年齢は～以上～未満。
 (2) 職業訓練中の者と育児休業中の者を含む。
 (3) 学生は含まない。

(出所) DIW 1990, 578ページ。

をみても全体になだらかでかつ高い山形となっており、日本のようにM字型にはなっていない。最もこの中には育児休業中で実際には勤務していない女性も含まれる。1990年6月現在、20歳以上30歳未満の女性で育児休業中だったのは15%で、35歳を過ぎてから子供の世話のために就業を中断する女性はほとんどいなかった〔DIW 1990 : 578〕。全就業者に占める女性の割合は48.9%で〔66〕、その内91.1%は雇用労働者（職業訓練中の者も含む）である〔55〕。既婚女性だけをとってみると1988年の就業率は91.0%で、69.0%はフルタイム労働者、22.0%はパートタイム労働者である。さらに子供の数別で見ると、子供なしで89.4%、1人で94.2%、2人で91.4%、3人で83.2%の既婚女性が働いている〔DIW 1990 : 580〕。

産業別にみると、就業女性の約8割が非生産部門（32.1%）、工業（31.3%）、商業（15.1%）のわずか三部門に集中している〔66〕。非生産部門の中では教育と保健に従事するものが多く、それぞれ全就業女性の10.7%と8.2%に上っている。これ以外の部門である生産手工業、土木・建築、農林業、交通、郵便・通信、「その他の生産部門」に就業する女性の割合は非常に少ない。

2. 就業部門

次に全就業者に占める女性の割合を産業別に見てみよう。女性が7割を超えているのは非生産部門の72.6%と商業の71.9%で、これに郵便・通信の69.0%が続いている。郵便・通信部門に従事しているのは全就業女性のわずか2.2%であることを考えると興味深い。ほかに女性の割合が過半数なのは「その他の生産部門」として区分される部門（55.9%）で、一方、工業部門に占める女性の割合は41.0%だった。この中では軽工業、食品、電機で働くものが多い〔67〕。非生産部門では、少し古い資料（1976年）になるが、保健・社会事業労働者の86%、教職の78%、医師の46%、薬剤士の61%が女性である〔ILO 1981 : 33〕。

以上でわかるのは、東独においても労働市場の性別隔離が依然として顕著であったということである。販売員、教師、看護婦、軽工業の作業員など伝統的に女性の職業とされるところで女性の比率が高い。つまり女性の職業は軽作業

か教育や介護などの対人サービス，すなわち家事の延長線上にあるものに限られていたということである。

3. 職階・職種

女子労働者の職階はどうであったろうか。管理職に占める女性の割合は、伝統的に女性がたくさん働いている部門でやはり高く、例えば教育や保健では管理職の3分の2近く、サービス部門では40～50%が女性で占められている。産業総計では31.5%（就業者に占める女性の割合は48.9%）、部門別では工業で21.0%（同41.0%）、土木・建築で11.2%（17.2%）、交通で21.5%（26.4%）、郵便・通信で41.7%（69%）、商業・流通で62.0%（71.9%）だった。女子労働者の割合が高いところでは女子管理職の割合も比較的高いと言っても、いずれの部門でも女子労働者の割合そのものよりは大幅低いのは否めない。また、教育や保健で女性管理職が多いのは事実だが、そのほとんどは下級の管理職であって、上級管理職に女性が就くのは極めて例外的である〔95〕。

工業部門では非熟練労働と半熟練労働の約60%が女性によって担われている。女性は男性に比べると、技術的進歩と関係がなく、交流する機会が少なく、労働環境の良くない職場におかれることが多い。仕事に対する自己評価をみても、自分の仕事には大きな責任があると考える女性は30.5%（男性は40.1%）、自己決定する権限があるという者は15.2%（28.0%）、継続的な教育訓練があると答えたものは16.2%（18.5%）で、いずれも男性の解答を下回っている〔68〕。

4. 労働時間

労働時間をみると、就業女性の約27%が週40時間未満のパートタイム労働をしている。週労働時間は個別に協約で決められるが、25～35時間の者が60%で最も多い。部門別に見ると郵便・通信と生産手工業の両部門では約半数、サービス部門と商業では約3分の1の女性がパートタイム労働をしている。小売りにおいては交替勤務で終日店を開けておくために、販売員の80%までをパートタイムの女性にしていたところもある。工業、教育、保健の各部門ではパート

タイム労働者は20～25%ぐらいで、それほど多くない。

パートタイム労働を望む理由は様々で、長い通勤時間、資格に合わない仕事、健康問題、伝統・習慣、夫の希望、幼い子供の存在などが挙げられる。パートタイム労働を希望している女性は、実際にそのように働いている女性より多い。例えばフルタイム労働が可能だと考える女性の割合は子供が2人の場合で56%、3人の場合で30%だけだが、実際には前者で73.9%、後者で65.2%の女性がフルタイム労働をしている〔DIW 1990 : 580, 582〕。共産党・国家・労働組合は、パートタイム労働はフルタイム労働が難しいと考えられる場合に限って認めるというのが基本的な考えなので、女性の選択の余地は狭められている〔81～86〕。最も男性の場合は、パートタイム労働を選ぶ自由は原則的には全くない。

5. 賃金

最後に賃金について見る。まずフルタイム労働の男女の賃金を比べてみよう。1988年9月の統計を見ると、フルタイム労働者総計に占める女子労働者の割合は43.2%であるが、これを100マルクごとに切った賃金階層別に見ると、400マルクから900マルクまでの低賃金層では女性の割合が60%を超え、最高で77.7%に達している。900～1,000マルクでは45.3%で、ほぼ女子労働者の割合に等しいが、以降、1,000マルクから「1,700マルク以上」の最高層に至るまでは、賃金階層が上がるに連れて女性の割合は36.9%から15.7%にまで低下している〔88〕。女性の雇用労働者の純所得の平均は843マルクで、フルタイム労働者だけをみると862マルク、パートタイム労働者だけでは608マルクである。男性を含めた産業別の賃金を見ると、郵便・通信、商業など女子労働者の割合が高い部門は他に比べて賃金が低い〔87〕。

このように女性の賃金が男性より低い理由には、これまで述べてきた女性の就労実態がすべて関係している。女性が職を得るのはいくつかの部門に集中しており、その部門は賃金水準が低い。他に女性の職階が低いこと、女性の方が労働時間・残業時間が短いことなどが女子労働の特徴である。

6. 家族政策の影響

昇進に対する男女平等の法的整備は50年代に行われたし、教育・職業資格の点でも次第に大きな男女差はなくなってきた。女性もいろいろな職を希望するようになったし、女性が昇進したり男性と同じ待遇を得る条件は整ってきたといえる〔95〕。それにもかかわらず東独で労働市場の男女不均衡が結局解消されなかったのは、どうしてであろうか。

根本的な問題は、女性のみを対象とした家族政策のために女性の家庭責任が男性より重くなり、欠勤や就労の中断が相対的に増え、このために不安定で信頼できない二流の労働力と考えられたところにあると思われる。例えば育児休業は女性の就労継続に大きな威力を発揮したが、職場を離れるという事実は残る。育児休業は男もとれる制度であるが、実際に男がこれを利用するのは例外であった〔石田1989：186〕。このほかにも職業能力発揮の機会が不均等であったこと、女性の職業遂行能力に対する著しい偏見・先入観があったこと、女性は職を得る際に職業経験・実績よりも家族構成がより考慮されたことなどが、女性を二流の労働力とした原因に挙げられる〔96〕。

この様な状況の中で、東独の女性にとって仕事はどのような意味を持っていたのであろうか。1990年に772人の女性に聞いた結果では、「非常に重要」と「重要」のどちらかと答えた女性は18～24歳で100%、25～34歳で99%、35～44歳で95.1%、45～60歳で96.8%、60歳以上でもまだ76.7%と、非常に高い。女性の収入は家計収入の約40%を占めており、働く義務があったというだけでなく、経済的にも女性が働く重要な誘因があった〔DIW 1990：576〕。しかし、彼女たちは義務と経済的必要性だけで働いていたわけではもちろんない。上述の結果は、家計分担のほかにも経済的自立、自己実現、自己開発など、働く動機が様々であることを示している。

おわりに

東独では、日本などに比べればはるかに女性が働き続けやすい体制が整っていた。そして実際に、就業して同時に子供を持つことは、東独の女性にとって

は自明のことであった。この様な状況が生まれたのには、現実の経済社会的要因もあるが、社会主義の理念が与えた影響はやはり大きかったと言えるだろう。それでも賃金・職種・職階などの面で雇用の完全な男女平等は達成されなかった。この理由として、家庭内で男女平等が達成されず、女性が「二重負担」を負っていたことが挙げられる。

社会主義は理念としては確かに男女平等を掲げていたが、それを達成する手段として「家事の社会化」を持ち出したとたんに、現実性を失った。社会主義婦人解放論ではもともと家事を男女で分担するという発想が希薄であるが、その上に共産党が、その家族政策を通じて家事労働を女性の役割として固定化してしまった。この政策は社会主義の理念に添ったものといって良いであろうか。女性を労働市場に進出させるために女性の負担を軽くするということろまではよいが、そのためにとった政策が家事の社会化と、それと理念的には反対方向の、伝統的な性による役割分担の強化であった。

「家事の社会化」は現実的でないこと、それを補完する政策としてとられたのが性による役割分担の強化だったことから、女性の二重負担の問題は解決されなかった。従って東独の労働市場における男女平等は「時が経ち、もっと経済発展したら」達成できたものとは考えられない。つまり家庭・職場における男女平等の達成は、階級闘争一元論では解決できないものといえよう。ここでドイツ文化の特徴とされる家父長制や母性主義などが女性の社会進出に影響を与えているのではないかという疑いが起きるが、この点は西ドイツとの比較において検証することができる。この作業は次稿で行う。

参考文献

- ベーベル, A. 1988, 伊東 勉・土屋保男共訳『婦人論』大月書店。
- DGB 1990: Zur Diskussion ost- und westdeutscher Frauen über gemeinsame gewerkschaftliche Forderungen an den gesamtdeutschen Gesetzgeber, in: *frauen und arbeit*, 6-12 '90.
- DIW 1990: Vereintes Deutschland—geteilte Frauengesellschaft?, in: *DIW-Wochenbericht* 41, S. 575-590.
- エンゲルス, F. 1990, 戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起源』岩波文庫。
- Frauenreport '90*: Winkler, Gunnar (Hg.), Verlag Die Wirtschaft Berlin, Berlin.

- ILO 編 1981, 柴山恵美子訳 『東欧女性の労働と生活』 労働教育センター。
- 石田由紀 1989, 「東ドイツにおける婦人労働者」『経済』No. 304, 新日本出版社。
- 伊藤セツ 1984, 『クララ・ツェトキンの婦人解放論』 有斐閣。
- 伊藤セツ 1985, 『現代婦人論入門』 白石書店。
- Koch, Petra und Hans Günther Knöbel 1988: *Familienpolitik der DDR im Spannungsfeld zwischen Familie und Berufstätigkeit von Frauen*, Centaurus Verlagsgesellschaft, Pfaffenweiler.
- 松原(伊藤)セツ 1976, 『クララ・ツェトキンの婦人論』 啓隆閣。
- Ochs, Christiane 1990: "Nicht alles, was die Partei der Frau zusammenbraute, gehört gleich in den Gully der Vereinigung", in *WSI-Mitteilungen*, (5), S. 289-303.
- ポリット, H. 編 1980, 土屋保男訳『婦人論』 国民文庫。
Statistisches Jahrbuch der DDR 1988, Berlin.
- 上野千鶴子 1990, 『家父長制と資本制』 岩波書店。
- ツェトキン, C. 1983, 大崎功雄訳「労働者階級と家庭教育」『家庭の教育』 明治図書。